

茂原市農業委員会第9回総会議事録

1 開催日時 令和5年8月7日(月) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 12名

1番 齋藤輝児

2番 小川克巳

3番 糸久敏秀

4番 蒔田定雄

5番 中村正明

7番 光橋正人(第二小委員長)

8番 八角徳政(第一小委員長)

10番 秋葉仁喜(会長職務代理者)

11番 鬼島一郎(会長)

12番 浦島京子(第一副小委員長)

13番 石井利明

14番 加藤古志郎

出席推進委員 14名

平野芳之

小高 明

森川善仁

関谷 正

富田和男

中澤英夫

深山文雄

風戸茂樹

伊東忠司

富田泰宏

古山光雄

早川昇一

深山 理

矢部友一

4 欠席委員 2名

6番 小高一夫

9番 杉浦文子(第二副小委員長)

5 事務局職員 5名

事務局長 高山浩二

局長補佐 加藤栄一

係長 片岡雄一

主査 吉田茂則

主事 酒井嵩文

6 会議に付した議案

・農地法第3条の規定による許可申請について

3件

・農地法第5条の規定による許可申請について

9件

・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

7 報告

農地法第3条の3の規定による届出について

地目変更登記申請に係る照会について

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

その他

8 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第9回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が3件、農地法第5条の規定による許可申請ですが、10件ございましたところ1件取下げの申出がございましたので9件となり、計12件、続いて農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてご審議して頂きまして合計13件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第9回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は7番光橋委員と8番八角委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、1号議案から3号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

1号議案です。申請地は台田字常盤地先、田1547㎡を売買しようとする申請です。買受人は台田の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、割田の解消のためとのことです。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、草刈り機を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、割田の解消により、効率的かつ安全な耕作が可能となるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

2号議案です。申請地は谷本字本台地先、畑1190㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は七渡の姉にあたる★★さん、譲渡人は七渡の妹にあたる★★さんです。申請理由は、親族が所有しているが、所有権移転したいためとのことです。譲り受ける農地にて野菜の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機、田植機、乾燥機、コンバインを所有しております。労働力、技術については、世帯員5名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、近隣が住宅地で、最小限の農薬で耕作するため、周辺への支障は及ばないとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

3号議案です。申請地は小林字東街都地先、畑981㎡を売買しようとする申請です。買受人は小林の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、自宅の隣地のためとのことです。

営農計画として、買い受ける農地にて野菜等を栽培します。全て自家消費です。それに対する生産経費として、1万円を見込む計画となっております。主にタネ代や肥

料代とのことです。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機の購入を予定しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬を使う場合は隣接地に飛散しないよう気を付けるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長 小委員会の審議結果を報告いたします。1号議案、割田が解消になって1枚の大きな田になるということで許可となりました。2号議案、姉妹間の贈与で問題なく許可となりました。3号議案、屋敷に付いた農地で大分荒れており、本人を総会にお呼びして説明を聞いた上で判断することとなりました。以上です。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 地元の人が耕作するという事で問題ないと思います。

会長 現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 すでに稲を植えて綺麗に手入れされております。1枚にしてやっているその一部で問題ないと思います。許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 畑としての機能が十分果たせる所で贈与ということでもありますので、問題ないと思います。

会長 現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は管理されており、しかも姉妹間の贈与ですので、問題はないと思います。許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。ご本人がお越しでございますので、お入り頂いて、色々お聞きしたいと思います。

(★★氏 入室)

会長 お忙しいところ、今日はありがとうございます。会長の鬼島と申します。私から最初に何点かお尋ねします。新規就農ということで農業に取り組むのは初めてということですね。今回、茂原の土地を選んだ理由は何ですか。

★★氏 私が今年11月で定年を迎えるにあたり、比較的都心にも出られて便利な所で、お米作りは無理でも、半自給自足みたいな生活をしてみたいというのがあって、色々探して、この土地を選びました。

- 会長 そうしますとあその場所にお住まいになると。
- ★★氏 そうです。
- 会長 新たに農業を営むという方が増えてくれることについては全く異論がないところですが、ゼロから色々勉強して畑作をやっていくというお考えですか。
- ★★氏 そうです。私が田舎出身で母が畑作っているのを側で見ていたものですから、それに近い生活を自分でやってみたいということです。
- 会長 お一人で畑をやっていかれるということですか。
- ★★氏 息子と秋頃には兄も千葉の方に移ってくるので、一緒にやっていきます。
- 会長 かなりの面積で畑というのは結構手間もかかって、暇なくやっついていかないと中々大変だと思います。私からはこれくらいにして、他にお聞きになりたい方がいれば、お願いします。★★委員どうぞ。
- ★★委員 ★★と申します。現地見させてもらいました。道路際に槇が植えてあります。槇の中に雑木植木類があります。中央は草が刈ってありました。奥の方にかかなりの雑木が生えており、それを入れないと981㎡にならないと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
- ★★氏 柿の木と梅の木と枇杷の木は残して、槇の木は取り除きたいと思っています。
- ★★委員 ただ手作業では難しいと思います。
- ★★氏 種が落ちて、下から生えてきている槇の木については手で抜けるにしても、大木になっている槇の木については業者さんをお願いするしかないと思っています。
- ★★委員 わかりました。それではそのような大木、或いは雑木を抜いて981㎡を畑にしようというお考えですね。
- ★★氏 そうです。できるだけスイカとか場所を取るものも植えたいので、広げていきたいと思っています。
- ★★委員 わかりました。
- 会長 他にお聞きになりたい方ございますか。★★委員どうぞ。
- ★★委員 ★★と申します。新規就農という新しい試みについては大賛成です。申請地について、どこかの時点で宅地に転用して、なおかつ畑としても利用していきたいというお考えはありますか。
- ★★氏 あその畑は、隣が宅地で家があります。そこをわざわざ宅地にしなくても大丈夫です。
- ★★委員 わかりました。農地として使えるようにするためのタイムスケジュールはどのように考えておられますか。
- ★★氏 11月に定年を迎えるので、それ以降は比較的時間に余裕も出てくると思いま

す。今までにも3畳分位は鍬を入れてみましたが、土が硬いのと根が張っているので、トマトとキュウリとゴーヤを植える程度しかできませんでした。それをやった時に思ったのが耕運機とかないととても無理という感じでしたので、耕運機とかも当然買ってやらなければとは思っています。

★★委員 耕運機は土が硬いとロータリーと前輪駆動が一緒になって、うなえないんです。なぜかという、ロータリーの方の後ろが動力になってしまい、うなわずに進んでしまう。こういう場所は、トラクターでないと中々うなえない。最初にトラクターで耕してから耕運機というパターンです。そのような認識や知識はございますか。

★★氏 耕運機を買わなければということで★★とかで見たりはしていましたが、トラクターという発想はなかったです。

★★委員 土は綺麗に柔らかくなったら大丈夫ですけど、硬いと本当に大変ですから。耕運機を買ったけど使えないのではないかと、小さい物を買って全然役に立ちませんので、経験者として申し上げたいと思います。いずれにしろ、農地として利用するのであれば、是非とも頑張っていたきたいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★と言います。この場所を総会に来る前に見てきました。草が刈ってありましたが、鍬とか手作業では耕すのがかなり難しいだろうと思いました。★★委員が先程言っていたように機械をどうするのかを私も聞きたかったわけですが、それこそ耕運機等の軽い機械だとダッシングと云って機械自体が走ってしまう。やるとすれば、浅く少しずつ段々深くするという方法しかないと思います。一反歩弱の土地で畑状態に戻すのは大変困難かとは思いますが、話を聞いているうちに野菜作りをやってみたいという気持ちが段々と伝わってきました。ですから、どなたか農作業の経験者や知り合いの方がいれば、お話を聞いたり、お手伝いをしてもらって頑張っていたいただければと思います。

★★氏 私は茂原に知り合いがおらず、近所の方も農業をやられている方ではなさそうなので、どういった所に相談したり教えていただいたりすればいいですか。

★★委員 ★★と申します。先程機械を★★に見に行っただけと言っておりましたが、ホームセンターは売ったらそれで終わりとなることが多いので、できましたら、農機具屋さんから買っていただくと後の面倒を見てくれます。農機具屋さん聞いてみるとホームセンター向けの機械と農機具屋向けの機械と生産ラインが違うみたいで農機具屋さんから買った方が綺麗に作ってあります。あの近くですと★★さんが旧国道の方にあります。市内には他に★★さんや★★さんもあります。

★★氏 ありがとうございます。

会長 他にご意見はございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。2日の日に現地調査に伺ったところ、雑草が結構生えておりました。自宅を綺麗にしてから畑に取りかかった方がよろしいかと思います。

★★氏 水回りはリフォームしましたが、建物が大きくて裏側に昭和38年に建てた家が付いており、そこが崩れそうになっているので、そこもリフォームしたいとおっております。

★★委員 自宅も畑も両方一緒に手を加えるということですか。

- ★★氏 そうです。
- ★★委員 周りに槇塀があって結構荒れている状態ですけれども、敷地全体が綺麗になれば良いと思います。
- 会長 他にございますか。よろしいですか。他にないようですので、これで意見聴取を終了します。今日はお忙しいところありがとうございました。
- ★★氏 ありがとうございました。
- (★★氏 退室)
- 会長 それでは審議します。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 今お話を聞いて、皆さんの懇切丁寧なアドバイスもあり、何とかできると思います。許可でよろしいと思います。
- 会長 現状、草刈をやってある所が申請面積の半分位で、伐採抜根をしなくてはいけないスペースが結構あり、これをどう捉えるかと私自身は考えております。木を切ったりしないと申請面積にならないんですね。ただ、長い時間をかけて綺麗にしていこうというお考えだと思うのですが。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 下限面積が撤廃され、このような議案がこれから非常に多くなると思います。そういう意味で、今日約1000㎡の農地をどう取り扱うかに対して事情聴取をしたことは非常に意義があると思います。先程、地元の★★委員が伐採抜根について伺っており、今後は現地を定期的に見て指導していくことも必要ではないかと思いません。許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。★★委員どうぞ。
- ★★委員 住まいのリフォームや木の伐採等、急激に全部やるのは無理ですので、徐々に進めてもらえれば良いと思います。許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。★★委員どうぞ。
- ★★委員 今まで3条については、申請にあたり申請地を綺麗にするよう委員会として指導してきましたが、本件は草刈りをしてありますが、伐採伐根が必要な箇所も半分位あり、徐々に綺麗にしていくということでもあります。このようなケースの場合、例えば1年後に綺麗になっているか確認しますといった取り決めをした方が良いかと思えますが、会長はどのように考えていますか。
- 会長 地元推進委員に時折確認に行ってもらえれば良いと思います。この4月1日に下限面積要件が撤廃されてから新規に農地を取得する案件が出てきておりますが、家庭菜園的な小さな面積や交換でありましたので、ご本人を総会にお呼びしませんでした。今回は約1反歩の畑をやるということでしたので、ご本人にお越しいただき、お話を伺いました。
- 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について、4号議案から13号議案の説明を事務局よりお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに4号議案です。申請地は、柴名字下田地先、畑498㎡です。柴名の★★さんが、父の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在の住まいが手狭になったため、土地選定理由は親の住居に近いためとのことです。事業計画として、建築面積130.31㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであると判断できるものについては、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市の土木管理課に道路占用許可申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽を設置し、北側より道路側溝へ放流の計画です。★★から意見書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、早野新田字吉野地先、畑327㎡と隣接する原野343㎡を合わせまして合計670㎡です。高師の★★さんが、早野新田の★★さんから土地を買って、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由ですが、申請地は茂原駅から近く、日当たりもよく、需要が見込めるため宅地分譲をしたいとのことです。事業計画として、1区画当たり平均223㎡の宅地3区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道へ接続の計画です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、大芝三丁目地先、畑339㎡と隣接する雑種地152㎡を合わせまして合計491㎡です。茂原の★★さんが、大芝の★★さんから土地を買って、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由ですが、申請地は交通の便が良く、区画整理地内にあつて住環境が良いため宅地分譲をしたいとのことです。事業計画として、区画面積491㎡の宅地1区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道に接続の計画です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、下永吉字柳坪地先、田266㎡です。中の島町の★★さんが下永吉の★★さんから土地を買って、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在、借家住まいで手狭になったため、土地選定理由は交通の便が良

く、住環境が良いためとのことです。事業計画として、建築面積121.93㎡の住宅を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は市街化が見込まれる区域で、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は東側より公共下水道へ接続の計画です。★★から雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、下永吉字柳坪地先、田297㎡です。千町の★★さんが下永吉の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在、社宅住まいで退職したらそこを出なくてはならないため、土地選定理由は交通の便が良く、住環境が良いためとのことです。事業計画として、建築面積57.96㎡の住宅と8.23㎡のカーポートを建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は市街化が見込まれる区域で、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は東側より公共下水道へ接続の計画です。★★から雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案ですが、取下げとなっております。

続きまして10号議案及び11号議案です。一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は、六ツ野字大塚地先、畑2筆273㎡です。千葉市の★★さんが、六ツ野の★★さんと東部台の★★さんから土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地付近は住宅化が進んでおり、需要が見込めるため建売分譲をしたいとのことです。事業計画として、99.37㎡の住宅と3台分の駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は農業集落排水に接続の計画です。市農政課から農業集落排水加入協議書が、★★から転用同意書がそれぞれ提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は長尾字居々住地先、田2筆358㎡です。高師の★★さんが、千葉市の★★さんから土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は新茂原駅から比較的近く、住環境も整備されているため建売分譲をしたいとのことです。事業計画として、82.8㎡の住

宅1棟を建築いたします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、250㎡の埋立てをします。また残りの駐車場部分の108㎡については砕石敷とする計画です。排水は合併浄化槽を設置し、前面側溝へ放流の計画です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おりました同意を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案です。申請地は、北塚字鍛冶屋谷地先、畑192㎡と農地以外の97.67㎡を合わせまして合計289.67㎡です。腰当の★★さんが、渋谷の★★さんから土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地隣接で同社の事務所や福祉関係の事業所、それにアパートがあり、駐車場が不足していることから、隣接地に駐車場を確保したいとのこと。事業計画として、駐車場9台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わずアスファルト敷とします。排水は雨水のみで自然勾配を利用して東側側溝へ放流の計画です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長 小委員会の審議結果を報告します。4号議案、親子間の使用貸借で地域の方が家を建てるということで問題なく許可相当となりました。5号議案、3種農地で茂原駅に近く、宅地分譲用地として問題ないということで許可相当となりました。6号議案、3種農地で雑種地と一体で宅地分譲用地とするということで問題なく許可相当となりました。7号議案、2種農地で専用住宅用地として問題ないということで許可相当となりました。8号議案、これも2種農地で専用住宅用地として問題ないということで許可相当となりました。9号議案は取下げということで10号議案及び11号議案、排水は農業集落排水に接続し建売分譲用地として問題ないということで許可相当となりました。12号議案、2種農地で建売分譲用地として問題ないということで許可相当となりました。13号議案、これも2種農地で駐車場用地として問題ないということで許可相当となりました。以上です。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 地元並びに土地改良区が同意しておりますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★さんと★★さんは親子で、現在の状況は大家族で手狭になっており、今の住まいが崖条例にかかっております。土地改良の中に入っているこの土地に家を建てることを当初から想定しており、説明会を行って地元と土地改良区から同意を取り付けておりますので、許可相当でよろしいと思います。

- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 周辺一帯が住宅地として開発されており、用途地域内ということで問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 この所は隣を前に許可相当として判断しており、3種農地の用途地域ということで許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして6号議案です。土地区画整理地内ということで小委員会のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 続きまして7号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 周辺に住宅が多く隣接農地もありませんし、地元水利組合の同意も出ておりますので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 区画された中で周辺が住宅地でございます。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 7号議案の隣の土地ですので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 2種農地ということで問題はないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案及び11号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 住宅地の中にあつて前の土地も家が建っており、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 2筆を一緒にしないと価値が無いような土地で周りも宅地化してきておりますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案及び11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なし)

しの声) それでは10号議案及び11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 こちらは道路沿いの2種農地でありまして、周りに店舗や住宅がありますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 周りにアパート、住宅が建っていますし2種農地でございますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。12号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 国道沿いで駐車場や店舗に囲まれている土地でありますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 駐車場が手狭ということと2種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。13号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして14号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)をご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは14号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。